

久喜宮代衛生組合議会
平成27年10月第3回定例會議案

議案目録

議案第10号	久喜宮代衛生組合監査委員条例	1
議案第11号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第12号	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第13号	平成26年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について	9
議案第14号	平成27年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第1号）について	10

議案第10号

久喜宮代衛生組合監査委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年11月にこれを行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、変更することができる。

2 前項の監査を行うときは、あらかじめその期日の10日前までに、その旨を管理者に通知しなければならない。

(随時監査、補助団体等の監査及び公金の収納等の監査)

第3条 法第199条第2項及び第5項の規定による監査並びに同条第7項及び第235条の2第2項の規定による監査（管理者の要求に係るもの）を除く。）

を行うときは、あらかじめその期日の10日前までに、その旨を管理者又は関係のある者に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(請求又は要求による監査)

第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2第3項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。

2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項の規定による監査の結果に関する報告の提出（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法第243条の2第3項の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(例月出納検査)

第5条 法235条の2第1項に規定する例日は、28日とする。ただし、その日が久喜宮代衛生組合の休日を定める条例（平成5年条例第1号）第1条第1項に規定する久喜宮代衛生組合の休日である場合、その他やむを得ない理由のあるときは、変更することができる。

(決算、証書類等の審査)

第6条 法第233条第2項及び法第241条第5項の規定により審査に付せられたときは、監査委員は、その日から60日以内に意見を付けて管理者に回付しなければならない。

(公 表)

第7条 監査に関する公表は、久喜宮代衛生組合公告式条例(昭和36年4月5日条例第1号)第2条に規定する掲示場に掲示して行う。

(委 任)

第8条 この条例に規定するもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年10月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暉 二

提案理由

地方自治法第202条の規定に基づき、久喜宮代衛生組合の監査委員条例を制定するため、この案を提出するものであります。

議案第11号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和63年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第1条関係)

区分		報酬の額		
監査委員	一般選出委員	月額	10,000円	
	議会選出委員	月額	6,000円	
公平委員会	委員長	日額	9,300円	
	委員	日額	8,300円	
産業医		月額	30,000円	
廃棄物減量等推進審議会委員		日額	6,000円	
公務災害補償等認定委員会		委員長	6,900円	
		委員	6,000円	
公務災害補償等審査会		委員長	6,900円	
		委員	6,000円	
情報公開・個人情報保護審査会		会長	9,300円	
		委員	8,300円	
情報公開・個人情報保護運営審議会		会長	6,900円	
		副会長	6,400円	
		委員	6,000円	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年10月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暁 二

提案理由

監査委員、公平委員の報酬の支給方法、支給額を改めるため、本条例の一部を改正したいのでこの案を提出するものであります。

議案第12号

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成9年衛生組合条例

第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第26条関係）

区分		単位	手数料		付記
収集、運搬及び処分を行うもの	処分のみを行うもの				
久喜宮代 清掃セン ター	直接搬入する一般家庭ごみ	10 kgにつき		200円	
	一般家庭から排出された粗大ごみ	1点につき	500円	500円	450の指定ごみ袋に入っても口が結べない物（長さ50cm以下かつ太さ10cm以下の枝木、角材、板、木製品、竹製品、革製品、藤製品及び傘を除く。）
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物	10 kgにつき		200円	
	動物の死体	1体につき	3,500円	500円	10kg未満
			4,000円	1,000円	10kg以上30kg未満
	し尿	1人につき	月額260円		最高4人まで
	容量によるもの	10ℓにつき	70円		臨時・くみ取り式水洗
	浄化槽汚泥	1kgにつき		200円	
	菖蒲清掃センター	直接搬入する一般家庭ごみ	10 kgにつき	200円	

	一般家庭から排出された粗大ごみ	1点につき	500 円	500 円	45ℓの指定ごみ袋に入っても口が結べない物（長さ 50 cm 以下かつ太さ 10 cm 以下の枝木、角材、板、木製品、竹製品、葦製品、籐製品及び傘を除く。）
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物	10 kgにつき		200 円	
八甫清掃センター	動物の死体	1体につき	3,500 円	500 円	10 kg未満
			4,000 円	1,000 円	10 kg以上 30 kg未満
八甫清掃センター	直接搬入する一般家庭ごみ	10 kgにつき		200 円	
	一般家庭から排出された粗大ごみ	1点につき	500 円	500 円	45ℓの指定ごみ袋に入っても口が結べない物（長さ 50 cm 以下かつ太さ 10 cm 以下の枝木、角材、板、木製品、竹製品、葦製品、籐製品及び傘を除く。）
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物	10 kgにつき		200 円	
	動物の死体	1体につき	3,500 円	500 円	10 kg未満
			4,000 円	1,000 円	10 kg以上 30 kg未満
	し尿及び浄化槽汚泥	1kℓにつき		200 円	

備考

- 1 直接搬入する一般家庭ごみ又は事業活動に伴って生じた一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が 10kg 未満のときは、10kg とし、その数量が 10kg を超えるときは、10kg 未満の端数を四捨五入して計算する。
- 2 久喜宮代清掃センターにおいて、し尿(容量によるもの)又は浄化槽汚泥の手数料を算出する基礎となる数量が 10ℓ又は 1kℓ未満のときは、10ℓ又は 1kℓとし、10ℓ又は 1kℓを超えるときは、10ℓ又は 1kℓ未満の端数を四捨五入して計算する。
- 3 八甫清掃センターにおいて、し尿及び浄化槽汚泥の手数料を算出する基礎となる

数量が 1kg未満のときは、1kgとし、1kgを超えるときは、1kg未満の端数を四捨五入して計算する。

第2条 久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

普通便槽	1人につき	月額 260円		最高 4人まで	を
無臭式便槽					

」

「

普通便槽	1人につき	月額 380円		最高 4人まで	に改める。
無臭式便槽					

」

第3条 久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

普通便槽	1人につき	月額 380円		最高 4人まで	を
無臭式便槽					

」

「

普通便槽	1人につき	月額 500円		最高 4人まで	に改める。
無臭式便槽					

」

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定 平成 29 年 4 月 1 日
- (2) 第 3 条の規定 平成 30 年 4 月 1 日

平成 27 年 10 月 1 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暉 二

提案理由

久喜宮代清掃センターにおけるし尿に係る一般廃棄物処理手数料の改定を行うため、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する必要があるとのでこの案を提出するものであります。

議案第13号

平成26年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年10月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中暉二

議案第14号

平成27年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第1号）について

平成27年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成27年10月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中暉二



